

部落差別の解消の推進に関する法律

2016年（平成28年）12月16日公布・施行
（法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

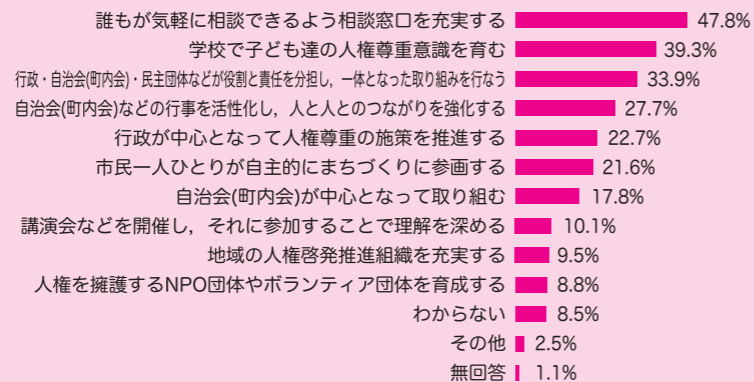
人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査の結果から...

福山市では2018年（平成30年）に市民意識調査を実施しました。「部落差別についてどんな人権問題が起きているか」については、結婚で周囲の反対を受けること（47.1%）、出身地や居住地を聞かれること（26.1%）が高くなっています。一方で「特になし」と「わからない」を合わせると37.9%となり、差別の実態が見えにくくなっている現状もあります。

また、「『人権尊重のまちづくり』のためにはどうすればよいか」については、相談窓口の充実（47.8%）、次いで学校での人権教育（39.3%）、行政・自治会（町内会）・民主団体などが一体となった取組（33.9%）と続いています。これらは法律の第四条（相談体制の充実）、第五条（教育及び啓発）にも明記されており、法律の主旨と市民意識が同じ方向にあることがわかります。



「人権尊重のまちづくり」のためにはどのような取組をすればよいか



私たちは生まれながらにして基本的人権をもっています。誰もが、かけがえのない一人ひとりです。自分の人権が尊重されることは当然の権利であると同様に、全ての人の人権が尊重されなければなりません。これらをふまえ、部落差別をなくし誰もが大切にされる社会をめざしましょう。

お問い合わせ

人権・生涯学習課 084-928-1006
中部生涯学習センター 084-932-7265
南部生涯学習センター 084-980-7713

松永生涯学習センター 084-934-5443
北部生涯学習センター 084-976-9460
東部生涯学習センター 084-940-2574
神辺生涯学習センター 084-962-5026

リサイクル適性 この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

〈発行 2020年（令和2年）5月〉

かけがえのない私



表紙絵・裏表紙絵：楡山 文

2016年（平成28年）に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が施行されました。これは日本社会にはいまだに厳しい差別の実態があることを意味しています。この法律は全6条からなり、部落差別のない社会を実現するために制定されました。

部落差別は、日本の歴史的過程における身分制度をもとにした根強い差別意識によって一部の人々を排除し、憲法が保障している職業選択の自由（22条）や婚姻の自由（24条）など、基本的人権を侵害する重大な社会問題です。今日では、情報機器の発達によりインターネットなどを使った新たな差別事件が起きるなど、差別の状況は変化しています。

誰もが安心して日々の生活を過ごすために、部落差別のない社会の実現に向けてどうすればよいかをみんなで考えていきましょう。

このコードは「音声コード」です。専用の活字文章読み上げ装置で、コードを読み取ると音声で本文の内容を読み上げます。

福山市